

# 令和3年度三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 令和4年2月7日（月）17:30～19:00

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 301・302会議室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 会長及び副会長選任

5. 協議事項

(1) 次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめについて

(2) 三豊市における取組状況について

・市民後見人の養成・活躍支援

・受任者調整会議

(3) 関係機関との連携について

・家庭裁判所

・県社協

(4) 各委員よりご意見

6. 閉会

## 三豊市成年後見制度利用促進審議会委員

(順不同、敬称略)

番号	役職名	役職名	委員
1	三豊・観音寺市医師会	理事	大塚 智丈
2	三豊市民生委員児童委員協議会連合会	会長	前田 昭文
3	香川県弁護士会	弁護士	秋月 智美
4	香川県司法書士会	司法書士	原田 祥一郎
5	香川県社会福祉士会	社会福祉士	三瀬 誠
6	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	会長	仁井 昌彦
7	高齢者分野関係者（介護サービス事業者協議会）	理事	筒井 達也
8	障害者分野関係者（三観地域自立支援協議会）	協議会代表	熊川 宏美
9	学識経験者（四国学院）	教授	西谷 清美
10	香川県社会福祉協議会 地域福祉課	課長	十河 真子
11	三豊市社会福祉協議会	事務局長	滝口 直樹
12	三豊市社会福祉協議会	法人成年後見等 事業担当	嶋田 真理子
13	高松家庭裁判所（オブザーバー）	首席書記官	小西 孝雄
14	高松家庭裁判所観音寺支部（オブザーバー）	庶務課長	飛鷹 司

(事務局)

	三豊市健康福祉部	部長	藤田 伸治
	三豊市健康福祉部 福祉事務所 福祉課	課長	橋本 智江
	三豊市健康福祉部介護保険課	課長	立石 慎一
	三豊市地域包括支援センター	センター長	大西 茂子

## 協議事項

- (1) 次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめについて

# 次期成年後見制度利用促進基本計画

## 中間とりまとめ概要



### 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

1

## 次期成年後見制度利用促進基本計画 中間とりまとめの構成

前文 ○中間とりまとめまでの経緯

○中間とりまとめに当たっての基本的な考え方

### I 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化

#### 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

(1) 基本方針

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(2) 地域連携ネットワークづくりの基本的考え方

(3) 地域連携ネットワークづくりの主体

(4) 市町村の役割

#### 2 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進

(1) 都道府県の基本的な役割

(2) 都道府県による市町村体制整備支援の機能強化

(3) 市町村への具体的な支援内容及び都道府県自らの取組

- ① 継続的な研修の実施
- ② 都道府県単位での連携のしくみを通じた実態把握等
- ③ 市町村等への情報提供や相談対応
- ④ 市町村の課題に応じた支援や調整の実施
- ⑤ 都道府県自らの取組の実施

#### 3 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

(1) 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(2) 担い手の確保・育成等

- ① 市民後見人の育成・活躍支援
- ② 法人後見の担い手の育成
- ③ 専門職後見人の確保・育成

(3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

#### 4 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化

(1) 中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化

- ① 機能強化の基本方針
- ② 広報及び相談の機能強化
- ③ 受任者調整及び後見人支援の機能強化
- ④ 地域連携ネットワークの更なる機能強化の検討

(2) 地域連携ネットワークの更なる機能強化に向けた関係機関の連携推進

(3) 権利侵害の回復支援における市町村の対応

- ① 市町村の責務
- ② 市町村長申立の適切な実施

(4) 家庭裁判所の役割と連携に向けた取組

(5) 専門職団体の役割と連携に向けた取組

(6) 新たな連携・協力体制の構築

### II 本人のための成年後見制度の運用改善等

#### 1 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- (1) 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透
- (2) 様々な分野における意思決定支援の浸透

#### 2 適切な後見人等の選任・交代の推進等

#### 3 任意後見・補助・保佐の利用促進等

- (1) 任意後見・補助・保佐の利用促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

※赤字・下線部は次頁以降で概要を掲載。

2

# 次期成年後見制度基本計画中間とりまとめに当たっての基本的な考え方 ～地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 次期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



権利擁護支援とは、本人を中心にした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、判断能力が不十分な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動である

「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」より

## 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する基本方針

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

### (基本方針)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の取組を行う。

- ① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

### 現行計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進

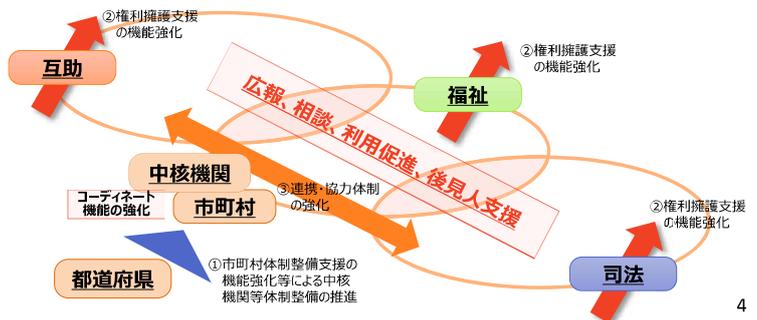


### 課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
  - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

### 次期計画における地域連携ネットワークづくりの方針

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



## 権利擁護支援の地域連携ネットワークの持続的な機能強化に関する取組

- 地域連携ネットワークは、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにする観点から、市町村が主体となって取り組む必要がある。この際、地域の実情に応じ、重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制を検討する。
- 権利擁護支援を必要としている人の中には、孤独・孤立の問題を抱えている人がいる。こうしたことから、制度による対応だけでなく、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援等も重要である。そのため、地域連携ネットワークづくりは、地域共生社会実現のための包括的な支援体制や、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ、地域福祉の推進などと有機的な連携を図りつつ総合的に進める。
- 以上を踏まえた上で、地域連携ネットワークの持続的な機能強化を図るため、以下の取組を進める。

### ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）

- **都道府県の基本的な役割**
  - ・ 都道府県は、管内市町村の体制整備の推進や市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応など、市町村では担えない役割が期待され、小規模市町村を始めとした市町村における地域連携ネットワークづくりを促進する。
- **市町村体制整備支援の機能強化と具体的支援・取組**
  - ・ 都道府県は、「市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみ」、「市町村の地域連携ネットワークづくりを後押しするため、都道府県でも、家庭裁判所や、専門職団体、都道府県社会福祉協議会、当事者団体等との連携のしくみ」をつくる。
  - ・ その上で、「継続的な研修の実施」、「実態把握等」、「市町村等への情報提供や相談対応」、「市町村の課題に応じた支援や調整の実施」、「都道府県自らの取組の実施（例：担い手の確保、市町村・中核機関職員等の継続的な資質の向上など）」を行い、管内市町村の体制整備をはじめとした取組を進める。
  - ・ 国は、都道府県が上記の取組を進めることができるよう、都道府県職員向け研修の拡充、専門アドバイザーの養成、好事例の共有などを行う。

5

### ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）

- **互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化**
  - ・ 都道府県等は、専門職団体の協力を得て、親族後見人や市民後見人等に対して、意思決定支援研修等を継続的に行う。市町村・中核機関は、地域住民や福祉・司法の関係者等に対して、権利擁護支援に関する研修等を行う。
  - ・ 互助・福祉・司法の支援を効果的に行うために、国は、オンライン活用や、意思決定支援の指導者育成、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの最新の情報等の紹介などに取り組む。
- **担い手の確保・育成等**
  - ・ 国、地方公共団体、地域の関係者は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の確保・育成を継続的に行う。
  - ・ 市民後見人の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現に資する人材育成や参加支援、地域づくりなどの観点から進める。市民後見人が全国各地で育成され、意思決定支援など幅広い場面で活躍できるよう、関係機関が密接に連携して取り組む。地方公共団体と家庭裁判所等が連携し、育成方法、支援体制のあり方、市民後見人の選任に適した事案のイメージ等について、情報共有・意見交換を図る。
  - ・ 法人後見は、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく。国は、養成研修プログラムの検討、虐待等の支援困難な事案の後見業務を広域で実施する法人に都道府県・市町村が適切に関与するしくみ等を検討する。
- **成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化**
  - ・ 国は、地域の関係者が本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるようにするための「チェックシート」を各地域に周知する。
  - ・ 国は、成年後見制度の利用を必要とする人が、適切に日常生活自立支援事業等から移行できるよう実施体制の強化を行うとともに、同事業の効果的な実施方策を検討する。

### ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）

- **中核機関のコーディネート機能の強化による地域連携ネットワークの機能強化**
  - ・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
  - ・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。
- **権利侵害の回復支援における市町村の対応**
  - ・ 市町村長申立が適切に実施されるため、都道府県による実務を含めた研修の実施や市町村への個別の動きかけのほか、国は、審判請求に係る市町村間の調整の円滑化、市長村申立の実態等の把握を踏まえた適切な実施に向けた対応を進める。
- **家庭裁判所の役割と連携に向けた取組**
  - ・ 各家庭裁判所には、地域連携ネットワークの整備・機能強化や成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。
- **新たな連携・協力体制の構築**
  - ・ 国は、地域連携ネットワークに民間事業者等多様な主体が参画する取組、身寄りのない人等への生活支援サービスの信頼性向上の取組、住民や多様な主体の理解・共感・参画を得た寄付等を活用した権利擁護支援の取組を各地域で推進するために必要な方策を検討する。
  - ・ 金融機関は、地域連携ネットワークとの連携による見守り等の役割の発揮、権利侵害の防止も重視した対応が期待される。国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するため、周知等を行う。

6

## 本人のための成年後見制度の運用改善等に関する取組

### 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができる社会の実現に合う。
- 後見人等は、本人の意思決定支援の観点から、本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映する必要がある。
- 後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人へのチーム支援を行う様々な関係者が意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方やチームによる支援の重要性のほか、本人の意思・選好を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する。
- 各種意思決定支援に関するガイドライン等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある。
- 意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。
- 地域住民への意思決定支援の浸透は、市民後見人の果たす役割も大きい。国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。

### 任意後見・補助・保佐の利用促進等

- 行政、専門職団体、各地域の相談窓口等において、任意後見・補助・保佐に関する周知活動を強化する。任意後見制度については、地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。
- 今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め、適切な担い手の育成を進める必要がある。
- 任意後見制度の周知は、判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることも含めて行うことが重要であり、公証人は、任意後見契約締結時に、そのことを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。
- 国は、任意後見契約において適切な時機に任意後見監督人の選任の申立がされる方策などについて、引き続き検討する。

7

## 成年後見制度利用促進専門家会議で引き続き検討を行う事項

### <福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループ関係>

- 市町村における協議会等の効果的な運営や市町村計画のあり方
- 都道府県単位の協議会等合議体のあり方
- 後見人等の持続可能な育成・支援体制の確保のための方策  
(適切な役割分担に向けた担い手(市民後見人、法人後見、専門職後見人等)の基本的な役割等の更なる整理を含む)
- 地域連携ネットワークが担う機能のあり方とその強化、中核機関のあり方
- 地域連携ネットワークにおける後見人等への支援及び家庭裁判所における後見人等への監督のあり方や、福祉・行政と司法との連携のあり方
- 後見人等に対する苦情への対応等を含めた後見事務に関する調整・助言・指導等や意思決定支援のあり方

### <成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ関係>

- 適切な後見人等の選任・交代の推進
- 報酬のあり方等

8

## 三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

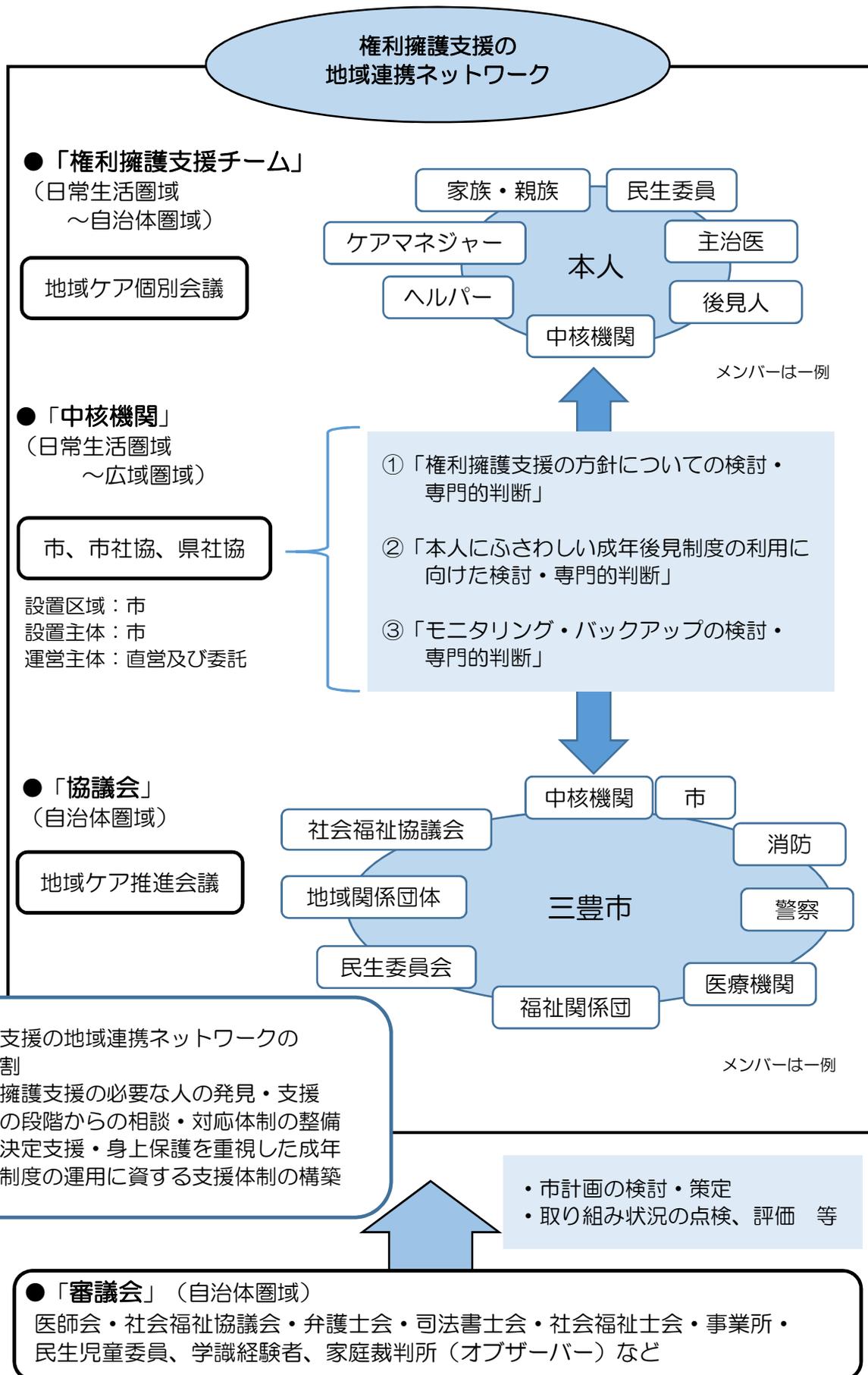
		中核機関		
		市（包括・福祉課）	市社協	県社協
機能	㉗ 広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㉘ 相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援 （専門職の派遣）
	㉙ 利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 （専門職の派遣） 市民後見人の養成
	㉚ 後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整 （専門職の派遣）
効果	㉛ 不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援

三豊市成年後見制度利用促進基本計画P22を一部改変

## 「支援」機能と「制度の運用・監督」機能について

	福祉・行政・法律専門職など 多様な主体の連携による「支援」機能		家庭裁判所による 「制度の運用・監督」機能	
	権利擁護 支援を行う 3つの場面			
①	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<b>①権利擁護の相談支援</b> ・本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	連携	<b>①制度利用の案内</b> ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続きの案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続き理解の促進）
②	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<b>②権利擁護支援チームの形成支援</b> ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市長申立の適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	連携	<b>②適切な選任形態の判断</b> ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
③	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<b>③権利擁護支援チームの自立支援</b> ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	連携	<b>③適切な後見事務の確保</b> ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめ概要P8を一部改変



## 協議事項

### (2) 三豊市における取組状況について

- ・ 市民後見人の養成・活躍支援

- ・ 受任者調整会議（事例）

## 日常生活自立支援事業、法人成年後見等事業 市民後見人の養成及び活躍支援について

三豊市社会福祉協議会

### (三豊市社協の権利擁護関係事業) 日常生活自立支援事業

#### ▶ 令和3年4月1日現在の契約者データ

対象者	契約者数	比率	年代	人数	比率	居住区分別	人数	比率
認知症高齢者等	11人	26.8%	20代	2人	4.9%	独居	22人	53.7%
知的障害者	12人	29.3%	30代	1人	2.4%	家族と同居	9人	
精神障害者	13人	31.7%	40代	6人	14.6%			22.0%
その他	5人	12.2%	50代	7人	17.1%	施設入所	4人	9.8%
【合計】	41人	100%	60代	10人	24.4%	GH・ケアハウス	3人	7.3%
性別	人数	比率	70代	9人	22.0%	入院	3人	7.3%
男性	23人	56.1%	80代	4人	9.7%			
女性	18人	49.3%	90代	2人	4.9%			

全国データと比較して、精神障害者の割合が高い(全国では認知症等高齢者の割合が高い)

- ・男女別では、男性利用者がやや多い
- ・年齢別では60～70代の利用者が多い

☆近年の傾向

- ・独居が減少傾向、家族と同居(高齢者と障害者の同居世帯、障害者の世帯)が増加傾向

- ▶ 相談経路…行政(包括・福祉課)が約半数、続いてケアマネ・相談支援専門員など

(三豊市社協の権利擁護関係事業)  
**法人成年後見等事業**

- ▶ 平成22年度より、受任体制の整備
- ▶ 平成23年1月 法人後見受任開始
- ▶ 日常生活自立支援事業からの移行  
20件中12件(60%)
- ▶ 20件のうち 17件が市長申立
- ▶ 日常的な金銭管理や安定的な身上  
監護が中心(紛争性がなく、法的  
な専門性を問わないケース)
- ▶ 三豊市成年後見制度利用支援事業  
現在2名利用-報酬助成

年度	新規受任	終了・辞任	年度末 活動件数
22	2	0	0
23	1	0	3
24	1	1	3
25	2	0	5
26	5	1	9
27	1	0	10
28	0	1	9
29	1	1	9
30	1	1	9
R1	5	3	11
R2	1	0	12

【令和3年4月1日現在の活動件数の内訳】

- ・性別(男:6名 女:6名 計12件)
- ・障害種別(認知症高齢者:7名 知的障害:5名 精神障害:0名)
- ・現在の居所(施設:7名 在宅:4名 病院:1名 )
- ・本人との面会頻度(月1~2回:5名 面会禁止・困難:7名)
- ・類型(後見:4名 保佐:7名 補助:1名)

平成31年3月に三豊市成年後見制度利用促進計画が施行されたことに基づき、市より委託を受け令和2年度市民後見人養成講座を実施。10名を養成し、今年度はフォローアップ研修を実施中。また、修了者は後見支援員や生活支援員として登録し、日々活動しながら経験値を積んでいる。



令和2年度市民後見養成講座修了者のみなさん



## 個別課題から地域づくりへの取組みって？

- ・平成20年度より日常生活自立支援事業を実施。その後、本人の課題解決のために後見制度利用の必要がある事案が発生し、社協による後見が相応しい方でもあったことから、平成22年より受任体制を整備し、平成23年1月より法人後見事業を実施。
- ・権利擁護関連事業における個別支援に力を注ぐこと10年余り。  
個別支援⇔課題解決型支援が中心となる。
- ・支援困難ケースを多職種連携や専門職介入により解決に向け支援。



どうも地域づくりとつながっていない！？

## 中核機関設置を通じた地域づくり

地域において成年後見制度理解が進む

本人が必要な地域資源を考えていく

本人らしく生きていく

排除ではなく本人の生活を理解する

本人に寄り添うことができる

後見制度を利用し生活していく人の存在を知ってもらえる

・・・地域共生社会へ向けた取組みにつながる・・・

事例

## 協議事項

### (3) 関係機関との連携について

- ・家庭裁判所

- ・香川県社会福祉協議会

# 基本計画を踏まえた後見人の選任と報酬の在り方

資料1-①

**基本計画** 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善



本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるための方策の検討

## 各家庭裁判所



### 選任

各裁判官は、成年被後見人の心身の状態、生活・財産の状況、成年後見人となる者の職業・経歴、成年被後見人との利害関係の有無、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮し、職権で選任する（民法843条1項、4項）

### 報酬

各裁判官は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる（民法862条）

各家庭裁判所において、基本計画や議論の状況等も踏まえて検討  
各地の専門職団体等と意見交換

**運用に反映**

各裁判官が個別の事案における諸事情を勘案して判断

本年1月  
議論の状況を  
情報提供

## 最高裁判所



平成30年6月～ 専門職団体※との間で議論

※日弁連、日司連、リーガルサポート、日本社会福祉士会

### 選任

最高裁と専門職団体との間で共有した基本的な考え方 資料1-②

#### ① 身上保護等の観点も重視した後見人の選任

- ・親族等の身近な支援者を候補者としている場合には選任することの適否を検討
- ・後見事務における課題の専門性、候補者の能力・適性、不正防止の必要性などを考慮
- ・親族等候補者に適格性があると判断される場合、中核機関の支援の下で後見人として選任

#### ② 中核機関による親族後見人支援の必要性

中核機関の後見人支援機能が充実していない場合は専門職による親族後見人の支援を検討

#### ③ 後見人選任後も後見人の選任形態等を柔軟に見直し

本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代や追加選任を行う

### 報酬

最高裁において検討のための参考資料を作成 資料1-③  
専門職団体は意見を提出

報酬の見直しには利用支援事業の拡充が不可欠 など

# 基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料

資料1-②

申立て

研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある

※注3

本人のニーズ・課題の確認 ※注1 + 親族等の後見人候補者の有無 ※注2

財産管理面の課題

身上監護面の課題



候補者なし

候補者あり

## 親族等候補者を選任することの適否の検討

親族等候補者を選任することが相当でない事情（例 親族間の対立）の有無

事情あり

事情なし

親族等候補者が本人のニーズ・課題に対応できるか

本人の意向や親族等候補者と本人の従前の関係等も考慮

- ・ 課題の専門性
- ・ 候補者の能力・適性 ※注4
- ・ 不正行為防止の必要性

中核機関等による支援があれば対応できる ※注5

不正行為防止の必要性が高い  
例 財産が多額・複雑で後見制度支援信託等を利用しない事案

候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等の支援があっても対応が困難 ※注6

本人のニーズ・課題の専門性が高く、中核機関等の支援があっても対応が困難

## 中核機関等による継続的な支援の有無

中核機関等による支援があり、適切な後見事務が期待できる

中核機関等の支援が期待できない  
中核機関等の機能充実が図られていない場合も含む

親族等後見人を選任

親族等後見人と  
専門職後見監督人  
を選任

専門職後見人を単独選任  
又は  
専門職後見人と親族等後見人  
を選任

専門職後見人  
を選任

## 後見人の選任形態等を定期的に見直し

- ・ ニーズ・課題の状況
- ・ 親族等後見人の状況
- ・ 親族等後見人への支援の有無
- ・ 不正行為防止の必要性 など

検討

- ・ 専門職関与の要否、専門職の選任形態
- ・ 本人のニーズや課題解決に適した専門職への交代又は追加選任

「基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料」の補足説明

この「基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ」（以下「選任イメージ」という。）は、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てがされた事案について、中核機関等による親族等後見人の支援が十分に機能するまでの過渡期における、家庭裁判所での後見人等選任の検討過程をイメージとして図示したものである。

この選任イメージは、家庭裁判所における後見人等選任の検討過程について、家庭裁判所と専門職団体との間で共通認識を形成する目的で作成したものであり、中核機関等における後見人候補者のマッチングにおける検討過程を示したものではないことに留意されたい。

注1：「本人のニーズ・課題」との記載について

「本人のニーズ」とは、後見人が、本人の権利擁護の観点から、財産管理面及び身上監護面において解決すべき問題を意味する。

また、「課題」とは、当該事案において、後見事務を行う上で問題となり得る事項を意味する。

注2：「親族等」との記載について

「親族等」とは、専門職以外の者で、本人にとって身近な支援者を意味する。本人をよく知り、後見人として支えてゆく意欲と能力のある方であれば、親族に限らず、近隣の知人なども、後見人候補者になり得ると考えられる。

注3：「研修を受けた市民や法人が後見人候補者となることもある」との記載について

研修を受けた市民が後見人候補者となっている場合について、当該候補者を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、家庭裁判所が、選任イメージに記載されている検討要素のほか、市町村による市民後見人の育成に向けた研修の内容、研修終了者の経験・実績、研修終了者に対する支援態勢等の諸事情（現状においては、これらの諸事情は地域によって異なっている。）をも考慮して判断することになると考えられる。

また、法人が後見人候補者となっている場合について、当該法人を後見人として選任するか否かの判断にあたっては、選任イメージに記載されている検討要素のほか、当該法人の性質、当該法人の実績、本人との利害関係の有無等の諸事情をも考慮して判断することになると考えられる。

注4：「候補者の能力・適性」との記載について

候補者の「能力」とは、後見事務を処理する能力を意味する。

また、候補者の「適性」とは、後見人として適切に事務を行うための資質を意味する。  
具体的には、本人の意思の尊重や権利擁護の理念を理解し、家庭裁判所や中核機関等の

関係機関・関係者と連携して、本人の利益のために後見事務を行うことができる資質をいう。

注5：「中核機関等による支援があれば対応できる」との記載について

「中核機関等による支援がある」場合とは、親族等後見人が後見事務を行うにあたり、継続的に中核機関等による支援を受けることができる環境にあることを意味する。中核機関が親族等後見人に対する支援を行っていなくても、専門職や福祉機関等が中核機関に代替して継続的な支援を行っている場合は、「中核機関等による支援がある」といえる。

また、中核機関等による支援があれば「対応できる」とは、中核機関等による支援を受けることにより、本人のニーズ・課題への対応を含め、親族等後見人が自ら全ての後見事務を行うことができる場合を指す。

なお、中核機関の機能が充実するまでの過渡期においては、家庭裁判所が当該事案に関して入手することができる情報は限られており、後見開始の審判を行う時点で、本人のニーズ・課題や候補者の能力・適性を的確に把握することが困難な場合もあると考えられる。このような過渡期における状況を踏まえると、家庭裁判所は、候補者が「中核機関等による支援があれば」一応自ら「本人のニーズ・課題に対応できる」と判断した場合において、「中核機関等の（継続的な）支援が期待できない」ときは、親族等後見人に加えて専門職後見監督人を選任し、その後、監督人が監督事務を通じて後見人が適切に後見事務を処理しているか否か（当初は把握していなかった課題や親族等後見人の能力・適性に関する問題がないか）を確認した結果に基づき、専門職関与の要否や選任の形態を見直すという運用を行うことが考えられる。選任イメージにおいては、このような過渡期における運用は、「中核機関等による支援があれば対応できる」→「中核機関等による継続的な支援の有無」→「中核機関等の支援が期待できない」→「親族等後見人と専門職後見監督人を選任」→「後見人の選任形態等を定期的に見直し」の類型に含まれるものと整理している。

注6：「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」との記載について

「候補者の能力・適性が不足しており、中核機関等による支援があっても対応が困難」な場合とは、家庭裁判所が後見開始の審判を行う時点において、候補者の能力が不足し、又は候補者が後見人としての適性を欠いており、中核機関等による支援があっても本人のニーズ・課題に対応することが困難であることが判明している場合を意味する。

## 基本計画を踏まえた報酬算定の検討のための参考資料

- ・ 主要な後見事務を「基本的事務」と「付加的事務」に分けて整理
- ・ 具体的な報酬の金額については、裁判官が事案ごとに後見人が行った事務の内容や難易度等を総合的に考慮して判断

基本的事務

…すべての事案において行うべき後見事務

付加的事務

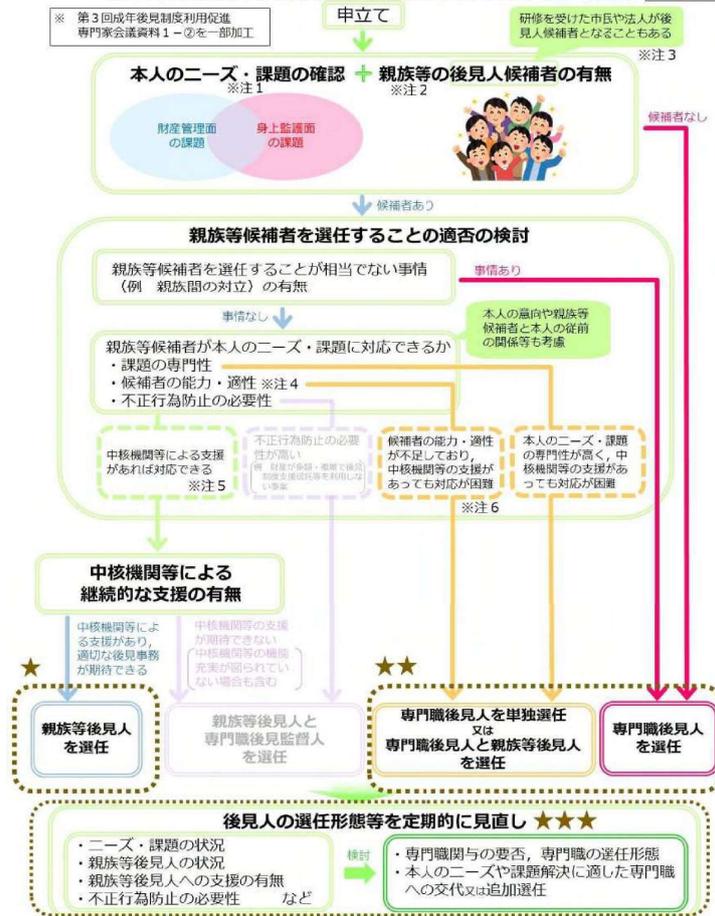
…必要に応じて行うべき後見事務

時期	主な後見事務		事務の具体的な内容の例	事務の難易度等を検討する際の考慮事情の例
1 初期 就任から 初回報告まで	財産管理事務	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	・ 本人・親族からの財産の引継ぎ ・ 郵便物等の確認，金融機関等への照会	・ 預貯金口座が多数，財産や収支が複雑 ・ 財産調査困難
		財産目録の作成		・ 財産が複雑
		金融機関等への後見人届出	・ 金融機関や税務署等への届出	・ 金融機関等が多数
		財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	・ 定期報告までの方針決定	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
	身上監護事務	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	・ 本人・親族との面談 ・ 医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 定期報告までの基本的方針の決定	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
報告事務	後見事務報告書（初回）の提出		・ 提出の遅延，添付書類不足	
2 継続中 初回報告から 終了まで	財産管理事務	財産の維持管理	・ 現金や預貯金の管理と記録 ・ 不動産の維持管理，固定資産税の支払等	・ 財産や収支が複雑
		財産管理の基本的方針決定	・ 次回定期報告までの方針決定 ・ 財産状況に変化があった場合の方針変更	・ 本人や親族等の意向調整が困難 ・ 親族間の扶養調整が必要
		後見制度支援信託・支援預金の契約		
		不動産任意売却		・ 売却が困難
		遺産分割協議		・ 紛争が複雑であり調整が困難
	身上監護事務	本人の心身・生活状況の把握	・ 定期的な本人との面会 ・ 親族や医療・福祉関係者等からの聴取	
		身上監護の基本的方針決定	・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 心身の状況に変化があった場合の方針変更	・ 支援者ネットワークを構築 ・ 本人や親族等の意向調整が困難
		介護保険に関する手続	・ 介護保険認定の申請・更新・内容の変更など	
		施設入所契約		・ 医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・ 施設での受入が困難
	報告事務	後見事務報告書（定期）の提出		・ 提出の遅延，添付書類不足
3 終了時	財産管理事務	事件終了の関係機関等への通知		
		管理計算		
		親族への財産引継ぎ		・ 引継が困難
		火葬・埋葬の契約		・ 後見人が親族
		葬儀契約		・ 葬儀を主催
	報告事務	後見事務報告書（最終）の提出		・ 提出の遅延，添付書類不足

基本計画を踏まえた後見人等の選任の検討のための参考資料

資料1-②

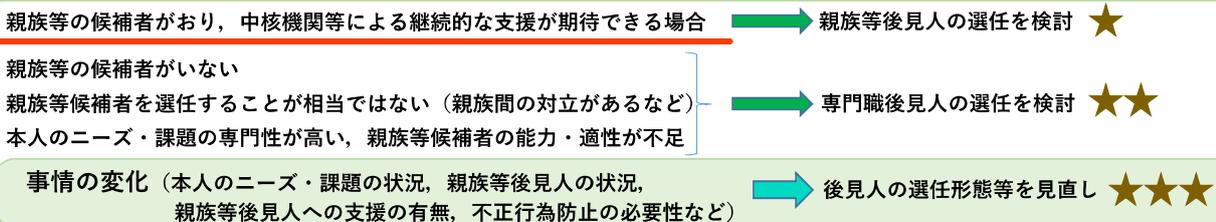
資料2



後見人の選任・交代の運用等

基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ

※ ★印は、資料1頁目（第3回成年後見制度利用促進専門家会議資料1-②を一部加工）記載の★印に対応



後見人等の交代についての課題及び裁判所における運用の工夫

課題

後見人の交代・・・交代について直接定めた条文はなく、後見人の辞任及び選任による必要がある

現後見人が辞任を了承しなければ実現困難

民法844条（辞任） 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

（参考）後見人の解任ができるのは、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときに限られる（民法846条）

裁判所における運用上の工夫

本人・後見人・裁判所の間で予め認識共有

- ・本人のニーズや課題
- ・専門職の関与する目的等
- ・交代やその時期

（例）課題解決後に市民後見人等へのリレーが予定できる事案



（参考）総合支援型監督人による親族後見人への支援を行う事案



## ● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

### 中間検証報告書

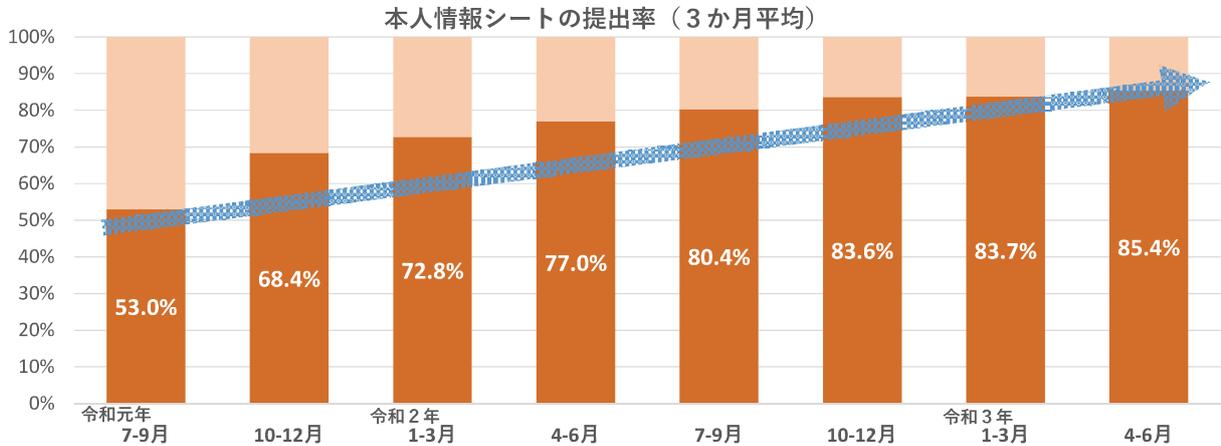
適切な医学的診断が行われ、本人にとって適切な後見人等が選任されるためにはできるだけ多くの事案で本人情報シートが活用されることが望ましい。

👉 **本人情報シート利用の実態を把握し、更なる活用に向けた方策を検討する必要**



### 調査の内容

平成31年4月1日以降に申し立てられ、令和元年7月1日以降に終局した、後見開始、保佐開始、補助開始の各審判事件及び任意後見監督人選任事件のうち、**本人情報シートが提出された事件数を調査**



- 提出率は順調に伸びており、直近の3か月平均のデータでは85%を超えている。全国平均と比べて提出率の低い家裁においても提出率の伸びが認められる。
- 本人情報シートが作成されていない事案の中には、本人が長期にわたり入院しているケースなど医師に本人の生活状況を伝える必要のない事案も一定数存在する。



👉 **本人情報シートは全国的に実務に定着している。**

9

## ● 本人情報シートの活用状況と今後の課題

### 調査の内容

本人情報シート活用の実態を把握するため、複数の家庭裁判所の協力を得て、本人情報シートが提出された事件の記録を閲覧したり、家庭裁判所の職員から聞き取りを行った。また、精神科の医師を対象にアンケートを実施した。

### 診断書作成医による活用



#### アンケート結果

・シートの提供を受けたことのある医師111人中、108人がシートの記載を参考にしたと回答した。

#### 医師の感想

- ・本人の介護に関する情報、金銭管理の状況、生活上の行動障害、必要とされる具体的な支援の内容、福祉資源の現状等を参考にした。
- ・受診時は意識清明で見当識に問題はなかったが、シートの記載から本人の調子に波があることが分かった。
- ・シートの提供は非常に助かる。更に定着すると嬉しい。

#### 本人情報シートのメリット

- ・本人の**障害の程度を判断する上で有益な情報**が得られる。
- ・**受診時のみでは把握できない本人の状況**を知ることができる。
- ・**より適切な医学的診断が可能**となる。

#### 裁判所を対象とした調査の結果

・本人情報シートが裁判所に提出されている事案のうち、医師に提供されていない事案が一定の割合で存在した。親族申立ての事案が比較的多かったが、首長申立てや専門職が申立てに関与した事案でも医師に提供されていないことがあった。

→ **本人情報シートが医師に提供されない問題の解消に向けた検討が必要である。**

・本人情報シートを作成することの意義や用途についての周知・説明が不足していることが原因と考えられるので、親族等の申立人に対しては診断書を作成する前に本人情報シートを作成するという流れを口頭で説明するだけでなく、分かりやすく整理した書面やチェックリストを作成するなどの工夫が必要。専門職や自治体に対しては協議会等を通じて、こまめに周知する必要がある。

### 裁判所の審理における活用



#### 裁判官・書記官・調査官の感想

- ・診断書のみでは十分に得られない本人の心身の状態に関する情報を得ることができる。
- ・申立事情説明書のみでは十分に得られない後見事務上のニーズや課題に関する情報を得ることができる。

#### 本人情報シートのメリット

- ・**鑑定の要否の判断**に役立つ。
- ・**後見・保佐・補助の類型判断**の参考になる。
- ・**事案に適した後見人を選任**するための参考となる。
- ・保佐・補助の類型において**必要な代理権の範囲の検討**に役立つ。

10

● **福祉・行政と司法との連携** ① ～福祉・行政と家庭裁判所の各現場の声～

資料 1 - 3

◆ **専門家会議等における家庭裁判所に対する指摘**

- ✓ 福祉・行政側での見方と、家庭裁判所側の見方が異なるような場面で現場では生じている。家庭裁判所の考え方や基準がわからないため、連携が図りにくく感じている。（第7回専門家会議）
- ✓ 現場の書記官や家裁調査官が感じている課題を知りたい。（第1回福祉・行政と司法の連携強化WG）

- ➡ **最高裁判所において全国の家庭裁判所に対し、自治体等から指摘されたことのある課題、その対応や連携を図る上での工夫例について調査を実施**
- ➡ **最高裁判所において全国の家庭裁判所の書記官・家裁調査官に対し、個別事件における福祉・行政との連携上の課題等について調査等を実施**

福祉・行政の現場から挙げられている声（※1）	各家庭裁判所の現場から挙げられている声（※2）
<b>【中核機関の設置・機能充実について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他の機関との連携に慣れていない。（中略）家庭裁判所が思う「成年後見制度利用促進」のため必要な業務を、他機関に行わせようとする雰囲気しか感じられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体職員から、申立て支援や後見人からの相談は今後も裁判所が担うべきとの指摘を受けたので、基本計画に「家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。」と明記されていることを示すなどしながら、裁判所の限界や自治体等に求められる役割について理解を求めた。</li> <li>● 中核機関から、受任調整会議の負担が重く、全件会議にかけるとは不可能との指摘を受けたことがある。基本計画において受任調整の対象・範囲や受任調整会議の必要性が明確にされているわけでもないので、裁判所としては、何をもとに協議すべきか分からず、対応に苦慮することがある。</li> </ul>
<b>【協議会等への参加の在り方について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都道府県やブロック単位でしか協議の場に参加できないという多くの家庭裁判所の機能をどのように強化することが可能なか、協議検討が必要と考えます。</li> <li>● 市町村の課題に真摯に向き合ってもらえない。</li> <li>● 現在、家庭裁判所との接点自体少ないため、どう連携をとっていいのかわかりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管轄地域内には50以上の市区町村があるところ、自治体ごとに取り組の進み方は様々で、それぞれの状況に合わせて検討すべき対応策もかなり異なっている状況であり、自治体ごとに個別に対応しているが、かなり苦勞している。</li> <li>● 市区町村単位で開催される協議会に全て個別に対応することは、現実問題として困難な場合もある。</li> </ul>
<b>【後見人等の選任イメージ・考慮要素の共有について】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭裁判所の意向、判断基準について、「裁判官の独立性」で片づけられてしまうことが多い。利用促進を図るうえでは、三士会、医療機関や福祉関係者と家庭裁判所との協働が必須であり、裁判所としての判断基準や考え方をある程度分かるように示していただく必要があると思われる。（市民後見人や法人後見の受任に関する判断要素、報酬の判断基準等について）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 考慮要素が判断基準と受け取られる可能性がある状況では共有することが難しい。</li> <li>● 申立て前に「このような事案だが、親族候補者は選任されるか」という問合せを受けた。裁判官の判断であるため確答はできないことを伝えた上で、候補者以外が選任される典型例について、庁として申立人向けに提供している説明資料をもとにできるかぎり予見可能性が持てるように説明したが、確答を求められ、納得してもらえなかった。</li> </ul>

※1 第7回及び第10回専門家会議における厚生労働省作成資料及び委員意見から抜粋（一部誤記を修正）  
 ※2 最高裁判所において実施した上記2回の調査を含む各家庭裁判所からの情報提供内容から抜粋（一部要約）

● **福祉・行政と司法との連携** ① ～福祉・行政と家庭裁判所の各現場の声～

福祉・行政の現場から挙げられている声（※1）	各家庭裁判所の現場から挙げられている声（※2）
<b>【個別事件の進行について】</b>	
<p style="text-align: center; border: 1px solid red; background-color: #f0f0f0;"><b>〈迅速な審理を求める声〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家裁と福祉関係者・市の間で、後見人等による権利擁護支援が必要な対象者像が異なっているため、福祉関係者・市が適切と考えている専門職が選任されないケース、申立時に添付する経過資料の内容や書類に対して家裁が行う指摘（市では取得不可能な書類や支援者が誰も知り得ない情報の提供を求める等）によって、申立手続きが止まり、スムーズな後見人選任に至らないケースが発生しており、家裁との関わり方について課題を感じている。</li> <li>● 虐待や請求など、本人に喫緊の課題があっても、家裁から本人の判断能力と関係のない部分での追加資料の命令があります。（以下略）</li> <li>● 日常生活自立支援事業と成年後見制度で、成年後見の審判が確定するまで支援ができない空白が発生する。成年後見の申請手続きに時間を有し、更に審判、確定までも時間がかかる。対象者の大多数は認知症の高齢者であるため、早急な対応が求められることと逆行し、対応に苦慮する場面が多い、二つの制度の間を埋める運用や制度を検討していただきたい。</li> </ul>	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; background-color: #f0f0f0;"><b>〈裁判所の手続・法律への理解を求める声〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 首長申立てで後見開始と保全処分が同時に求められるような場合に、理由として本人が困っているなどの記載しかないことがあるが、それだけでは保全事件の法律上の要件があるか不明であり、直ちに審判ができない。</li> <li>● 虐待が疑われる開始の審判において、緊急を要するという事で鑑定の手続は当然省略と理解されていることがあるが、鑑定の要否は、本人の事理を弁識する能力の判断にあたって明らかに鑑定の必要がないどうかという観点での法律の規定に基づく判断であることがなかなか共有してもらえない。</li> <li>● 福祉・行政において、本人や家族に対し、成年後見制度の支援の面ばかりを説明していたり、制度利用への本人の理解を得るための働きかけがほとんどなされないまま申立てがなされた事案がある。</li> <li>● 代理権の付与には本人の同意が法律上の要件となっているにもかかわらず、代理行為目録の各行為について逐一本人に確認して同意を得るのは本人の負担になるので省略してほしいと要望されたことがある。</li> <li>● 本人との面接に始めから終わりまで福祉関係者が同席するのが当然視されている。調査ではプライバシーに大きく踏み込む上、本人の真意を確認する観点から、意向確認の場面では基本的には1対1で対応している。また、同席される場合には、あくまでも本人の意思決定を援助する関わりを求めている。</li> <li>● 裁判所は中立の立場で対応する必要があるが、市区町村が苦勞して本人の同意を取り付けた上で申立てに至っている分、家裁調査官が本人の同意を何とか取り付けてほしい、話をうまく持って行ってほしいと言われたことがある。</li> </ul>
<p style="text-align: center; border: 1px solid red; background-color: #f0f0f0;"><b>〈相談対応の充実を求める声〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 申立てに際して不明な点があり、家庭裁判所に対して問い合わせても杓子定規な回答や、専門用語を多用されることが多く、結果として後見人等が選任されるのに時間を要することが多々ある。（中略）家庭裁判所等においても相談体制を整えてもらいたい。</li> </ul>	<p style="text-align: center; border: 1px solid red; background-color: #f0f0f0;"><b>〈適切な情報提供・情報共有を求める声〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査の際、本人が後見人等として男性を希望したが、中核機関が挙げた候補者が女性であったため、市区町村の担当者に候補者選定の理由を確認したところ、担当者が把握していなかった。</li> <li>● 首長申立てで、申立書に記載されている候補者に申立てや本人に関する情報が伝わっておらず、選任後に申立書一式の謄写を希望された事案があった。</li> <li>● 虐待等の重要情報が申立書（及び添付資料）に記載されていなかった。</li> </ul>

**立場の違いにより課題の見え方が異なっている。課題の整理と相互理解に向けた取組の検討が必要**

※1 第7回及び第10回専門家会議における厚生労働省作成資料及び委員意見から抜粋（一部誤記を修正）  
 ※2 最高裁判所において実施した上記2回の調査を含む各家庭裁判所からの情報提供内容から抜粋（一部要約）

● ● 福祉・行政と司法との連携 ② ～課題の整理と相互理解に向けた取組～

課題の整理と裁判所の運用上の工夫・取組の例

- ◎ 協議会等への参加の在り方
  - <課題> 市区町村単位での個別のニーズへの対応の方策  
(家庭裁判所は基本的に都道府県単位で設置、管轄内に自治体が多数・独立して存在)
  - <工夫例> ・都道府県とも連携し、同様のニーズを有する複数の自治体と共通のテーマについての協議会を開催するなど、可能な限り実質的・合理的な協議ができるようにする。  
・協議内容に応じ、支部・出張所を含めた対応も検討する。
- ◎ 選任イメージ、考慮要素の共有
  - <課題> 申立て手続や受任者調整に必要な情報の範囲や共有方法
  - <工夫例> ・「個別の判断」という説明にとどまらず、一般的な考慮要素を示したり、架空事例を用いて基本的な考え方や勘所を共有する。
- ◎ 個別事件の進行 **申立て「前」の理解**
  - <課題> 司法：権利擁護支援の考え方や日常生活自立支援事業等の周辺制度の理解  
福祉・行政：司法・審判手続(性質・特徴を含む)についての理解
- ◎ **申立て「後」の理解**
  - <取組例> ・成年後見の周辺制度や意思決定支援に対する理解を深める。  
・手続に必要な書類や法律要件、手続の流れ等を説明し、家庭裁判所が申立てを受け付けた後に何をしているか、分かりやすく発信する。  
・「裁判官の判断」という説明にとどまらず、説明可能な範囲を吟味、整理する。

裁判所として対応が難しい部分の例

- ◎ 一律の指針や基準を事前に示すこと
  - > 裁判事項について、一律の指針や詳細な基準を予め示したり、それに則って運用を統一することは難しい。  
(左記のように、協議会等を通じて問題意識を共有し、議論すること等を通じ、一定の基本的な認識共有を図ることはできる。)
- ◎ 司法として対応できる範囲の限界
  - > 本人を含む関係者の**権利保障の観点**からも、**法律に基づき適正に手続を進行**する必要がある。
  - > 保佐人に対する代理権付与の事件等で家裁調査官が本人の同意を確認する際は、**中立性**の観点から、本人を説得・誘導することはできない。
  - > 本人と後見人との関係の悪化等により後見人交代の希望があっても、後見人が辞任しない場合には、**解任権行使の枠組みでの対応にならざるを得ない**。

福祉・行政にお願いしたいこと

- ◎ 申立てをした後の手続や要件について理解していただきたい。
- ◎ 裁判所（司法機関）としてできることの限界について理解していただきたい。

福祉・行政と司法との相互理解に向けて

お互いに歩み寄れるところ（お互いの運用改善の工夫で対応）と歩み寄りの難しいところ（すきま）の認識共有が重要

➡ すきまを埋めるためにはどうすべきかを更に検討する

**お互いを知ることが第一歩**



# 香川県内における 権利擁護支援ネットワーク体制の構築 に向けた取組について



香川県社会福祉協議会地域福祉課

1

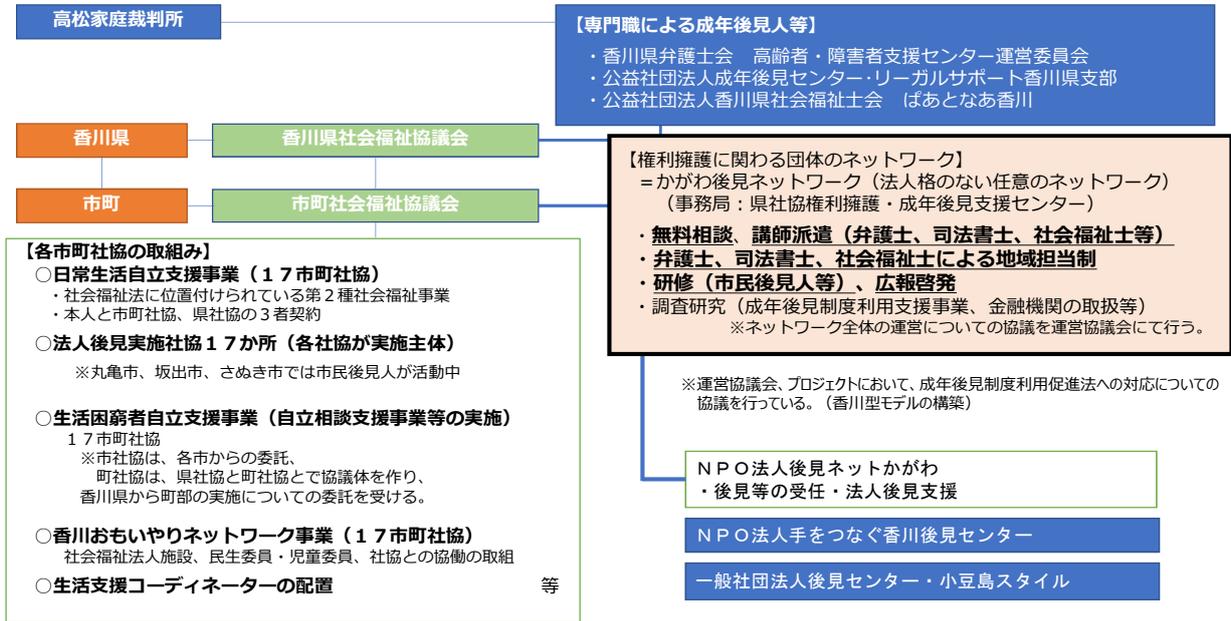
## 香川県内の市町における成年後見制度利用促進の取組状況

状況	実施時期	市町村計画の策定	中核機関の整備
策定・整備済み	平成30年度	三豊市	
	令和元年度	高松市、善通寺市、東かがわ市	丸亀市、三豊市
	令和2年度	丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、土庄町、小豆島町、宇多津町、綾川町、琴平町、まんのう町	坂出市、善通寺市、宇多津町、多度津町、高松市
	令和3年度		さぬき市、東かがわ市、綾川町、琴平町、まんのう町、三木町
未策定・整備	令和3年度中予定	三木町、直島町、多度津町	土庄町、小豆島町、直島町
	令和4年度予定		観音寺市

<令和3年10月1日現在 香川県長寿社会対策課調べ>

2

# 香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在） ※以下の資料は香川県社協作成



3

## 県・各市町の中核機関の機能のイメージ（香川県）

機能	各市町	圏域	県
	<p><b>基礎中核（各市町が設置、委託可）</b> ※行政、包括、社協との連携</p>		<p><b>支える中核（かがわ後見ネットワーク（事務局 県社協））</b> ※行政、社協、専門職団体等との連携</p>
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報</li> <li>○ニーズ調査</li> <li>○発見・見守り、声かけ</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報・講演会等の開催・パンフレット等の作成</li> </ul>
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談</li> <li>○ケース検討・サービス調整</li> </ul>	<p><b>役割①専門職派遣に係る調整</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門職の派遣</li> <li>専門職の相談、派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例の相談会開催時に専門職の参加</li> <li>・ケース会議等への参加、助言等</li> </ul>
利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見利用の場合</li> <li>・市町長申立</li> <li>・本人申立、親族申立</li> <li>・適切な受任候補者の推薦</li> </ul> <p>福祉サービス等の利用 後見利用でない場合</p> <p>・日常生活自立支援事業 等 ※継続した関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて専門職による申立相談（市町長申立、本人・親族申立について代行ではなく、申立相談。2回程度を想定）</li> <li>・適切な受任候補者についての協議の場合への参加</li> <li>・市民後見人等の調整（広域の調整が必要な場合、バンク（仮）による調整）</li> </ul>
後見人支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○後見人等への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職の相談、派遣</li> </ul>	<p>（市民後見人等のフォローアップを含めて） （定期的な相談会等に専門職の参加）</p> <p>法人後見支援</p>
運営 ※現時点でのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎中核の運営に関する協議（仮）（定期的）</li> <li>○市町内での権利擁護ネットワーク構築（仮）（協議会等・年1回程度）</li> </ul>	<p><b>役割③中核機関等運営支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○支える中核運営協議会（仮）（年4回程度）</li> <li>○権利擁護関係機関連絡会議（仮）（年1回程度） ※金融機関、医療機関を含める。</li> <li>○法人後見等連絡会（仮）</li> <li>○地域包括支援センター連絡会（仮）...権利擁護に関する</li> <li>○中核機関連絡会議（仮）</li> <li>○未成年後見サポート（仮）</li> </ul>
研修 ※現時点でのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民後見人等人材養成研修</li> </ul>	<p><b>役割②研修会等の開催</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町長申立実務に関する研修（仮）（基礎編・応用編）</li> <li>○市民後見等人材養成研修（県域及び圏域）</li> <li>○専門職の講師派遣</li> <li>○他、成年後見制度に関する研修</li> </ul>

4

## 県社協としての取組の方針

- 「支える中核」として、各市町の実践につながる全県的な仕組みやネットワークを協議して作り、地域で活用できるようにつないでいくこと。（またその改善）
  - ※県社協単独ではなく、多職種・団体、市町社協、行政との協働の取組として進める。  
（県社協としてのプラットフォーム機能、ネットワーク機能）
- 複数の市町での共同の取組に向けた調整
  - ※現在、2圏域で取組に向けた協議を実施
- 人材育成のための研修等の実施
  - 次年度、意思決定支援に関する研修、市町長申立の実務に関する研修 等を県から受託予定
- 情報共有の場をつくること
  - 中核機関連絡会議の開催（ノウハウや課題の共有） 等
- 情報収集、情報発信
  - 県社協は県から事業委託を受け、上記取組を実施  
（成年後見制度普及啓発事業（障害）、成年後見制度利用促進体制整備事業（高齢）、市民後見人養成事業（高齢））
  - 各市町への情報提供、調査や研修の案内等は、県が対応。  
県担当者も県全体、各圏域での協議の場に参加したり、市町への個別訪問を実施。

5

## 県社協として今後に向けた課題

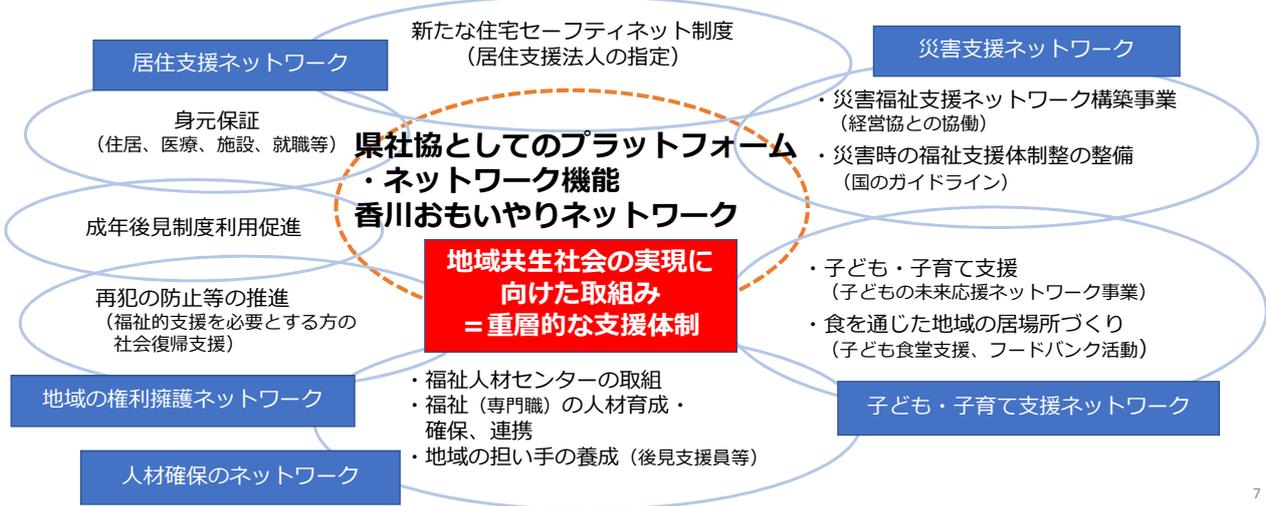
今、取組んでいることの継続、常に原点回帰、ネットワークのあり方検討

- 成年後見制度以外の権利擁護支援の充実
- 日常生活自立支援事業の充実
- 子どもの権利に関すること（未成年後見等）
- 担い手の確保
- 財源（成年後見、日常生活自立支援事業）
  - 県全体で寄付金等を活用した財源づくりの必要性  
（地域の中でお金が循環する仕組みづくり）
- 県社協の体制整備

6

## 香川県社協としての今後の取組み

県社協地区担当制や他の事業等と連携・協働し、各市町の状況に応じたネットワークを構築する。



権利擁護に係るニーズの考え方 (令和3年11月作成)

<b>最大想定数</b>		香川県全体	
・要介護(要支援)認定者数 (介護保険事業状況報告(月報)令和3年3月分)	60,562 人		
・療育手帳所持者数 (令和3年3月末現在)	7,998 人		
・精神障害者保健福祉手帳所持者数 (令和3年3月末現在)	6,791 人	計	<b>75,351</b> 人
<b>有効想定数 = 成年後見制度の利用が必要と思われる数</b>		香川県全体	
・要介護(要支援)認定者数のうち、認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)の推定数	35,101 人		
・療育手帳(A判定以上)所持者数 (令和3年3月末現在)	2,973 人		
・精神障害者保健福祉手帳(1級)所持者数 (令和3年3月末現在)	494 人	計	<b>38,568</b> 人 (ア)

<b>近い将来、成年後見制度の利用が見込まれる数</b>	香川県全体
・日常生活自立支援事業利用者数 (令和3年9月30日現在)	<b>665</b> 人

□ 成年後見制度の利用者数 (令和3年10月1日現在)

香川県全体(県外者33名除く。)

・成年後見	1,439 人
・保佐	445 人
・補助	110 人
・任意後見	11 人
計	<b>2,005</b> 人 (イ)

利用率 (イ)÷(ア) **5.2** %

○権利擁護（成年後見制度利用等）に係るニーズ推計（令和3年11月作成）

No.	市町名	最大想定数				有効想定数 [ア=利用が必要と思われる数]					近い将来、 成年後見 制度の利用が 見込まれる数	成年後見制度の利用者数 [イ=利用実績数]					(参考)  利用率 (イ÷ア) (%)
		介護保険 認定者数 ①	療育手帳 所持者数 ②	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数 ③	計 ④	要介護認定申請 (R2.10.1~R3.3.31) における 認知症高齢者 日常生活自立度 Ⅱ以上の割合 ④	①のうち、 認知症高齢者 (日常生活自立度 Ⅱ以上)の 推定数 ①' = ①×④	療育手帳 (A判定以上) 所持者数 ②'	精神障害者 保健福祉手帳 (1級) 所持者数 ③'	計 ア		日常生活 自立支援 利用者数 ⑤	成年後見 ⑥	保佐 ⑦	補助 ⑧	任意後見 ⑨	
1	高松市	25,415	3,330	3,222	31,967	61.9%	15,744	1,197	230	17,171	165	483	152	40	6	681	4.0%
2	丸亀市	5,417	946	765	7,128	51.6%	2,797	367	36	3,200	49	153	46	12	1	212	6.6%
3	坂出市	3,628	425	432	4,485	49.3%	1,790	169	32	1,991	73	115	31	6	0	152	7.6%
4	普通寺市	1,643	281	220	2,144	52.2%	858	107	16	981	23	189	12	5	0	206	21.0%
5	観音寺市	3,274	479	348	4,101	48.6%	1,592	174	41	1,807	63	68	23	3	1	95	5.3%
6	さぬき市	3,610	441	319	4,370	52.9%	1,910	179	22	2,111	36	58	25	11	1	95	4.5%
7	東かがわ市	2,623	257	166	3,046	61.5%	1,613	96	12	1,721	35	69	37	6	0	112	6.5%
8	三豊市	4,446	568	343	5,357	49.3%	2,193	204	24	2,421	45	65	39	4	0	108	4.5%
9	土庄町	1,230	151	83	1,464	69.2%	851	61	9	921	21	42	8	3	1	54	5.9%
10	小豆島町	1,234	134	126	1,494	66.9%	825	59	11	895	14	26	8	7	0	41	4.6%
11	三木町	1,840	211	199	2,250	52.5%	966	81	14	1,061	38	24	16	3	0	43	4.1%
12	直島町	233	24	3	260	62.9%	147	12	1	160	4	3	0	0	0	3	1.9%
13	宇多津町	655	136	145	936	52.2%	342	33	9	384	36	16	14	0	0	30	7.8%
14	綾川町	1,794	191	105	2,090	74.5%	1,337	68	11	1,416	23	62	14	3	0	79	5.6%
15	琴平町	645	84	70	799	56.7%	366	30	6	402	8	13	5	2	0	20	5.0%
16	多度津町	1,511	177	161	1,849	56.7%	856	68	9	933	26	43	11	2	0	56	6.0%
17	まんのう町	1,364	163	84	1,611	67.0%	914	68	11	993	6	10	4	3	1	18	1.8%
香川県 計		60,562	7,998	6,791	75,351		35,101	2,973	494	38,568	665	1,439	445	110	11	2,005	5.2%

(注) ①は、介護保険事業状況報告(月報・令和3年3月分)の数値  
 ②、②'、③、③'は、令和3年3月31日現在の数値(香川県障害福祉課調べ)  
 ④は、厚生労働省要介護認定適正化事業における業務分析データ(令和3年度第1回提供データ)の数値  
 ⑤は、令和3年9月30日現在の数値(香川県社会福祉協議会調べ)  
 ⑥～⑨は、令和3年10月1日現在の数値(高松家庭裁判所調べ)

## 協議事項

### (4) 各委員よりご意見